

視察研修報告

環境建設常任委員会



〔日時〕平成28年2月9日（火）

〔場所〕愛知県豊田市 森林組合・現地

〔出席〕三浦 悟委員長・片岡勝哉副委員長

國松 篤・田村隆光・大西時子・谷口茂之

内藤寿光（農林課長）・梅田和貴（議会事務局）

〔報告〕田村隆光

研修テーマ

- ① 豊田市の森づくり（条例・構想・基本計画）について
- ② 中核製材工場の誘致事業について
- ③ 現地視察（林業関係）につて

愛知県豊田市の概要

〔人口〕	422,289人
〔面積〕	918.32km ²
	平成17年4月に合併し、市域の約7割が森林。
〔財政〕	平成27年度予算当初
	一般会計 = 1,787億円
	特別会計 = 735億円
	企業会計 = 346億円
	健全化判断比率
	実質赤字比率 ▲5.56%
	連結実質赤字比率 ▲28.06%
	実質公債費比率 4.3%
	将来負担比率 ▲64.3%



〔主要事業所〕 トヨタ自動車（株）・アイシン高丘（株）・豊田鉄工（株）他

豊田市の森林の現状

〔合併による変化〕

- 行政区域が3倍、森林面積が6倍、人工林面積が1.3倍の「森林都市」に。

- * 行政区域： 約92,000ha（県土の約18%）
- * 森林面積： 約63,000ha（市域の約70%）
- * 人工林面積： 約35,000ha（森林の約55%）
 - ・うち、スギ・ヒノキ約30,000ha
 - ・緊急間伐の必要な人工林 約20,000ha（推定）



資料：H17年度愛知県森林統計書

森づくりの担い手「豊田森林組合」の概要

(1) 設立

- ・平成17年4月1日 豊田市、藤岡町、小原村、下山村、足助町、旭町、稲武町にあった7つの組合が合併し、新組合「豊田森林組合 愛称：ウッディとよた」として新たな歴史へ向かってスタート。

(2) 出資金

- ・2億6817万6千円

(3) 組織

① 組合員の状況	正組合員	8,536人
	准組合員	8人
② 常勤役員数	常勤役員	1人
	常勤職員	46人
③ 作業班員数	148人



▲地元産材をフルに使った事務所

(2) 営業品目

- ・森林整備、素材販売、製材加工、特用林産物製造販売、林業機械販売、間伐材商品製造販売

安全・安心の森づくり

(教訓)

平成12年の東海豪雨の際に、土砂崩れ等が多発し、荒れた森林では保水力も弱く、倒木や土砂が矢作川に流れ込む。

その影響で、都市部が大規模な水害被害にあったことを教訓とした、森林のあり方が問われる。

森林面積の55%を占める人工林が、豊かな水を育み、災害に強い森づくりを実現するために早急な間伐を進めて、人工林の元気を回復させることが必要と対策の方向性を出す。



▲H12の東海豪雨：都市部は大きな水害被害

〔とよた森づくり委員会〕

平成17年8月に、市域の7割に及ぶ森づくりの方向性について、「条例」や「長期計画」の内容を検討する委員会が発足。委員会の発足当初の構成員は、公募市民、学識経験者、林業関係者等13名で組織。1年半で、17回の委員会と14回の自主会合と議論され、平成19年に条例と構想を策定した。



▲矢作ダムに森林の倒木や土砂が流れ込む

〔条例と長期計画〕

森づくりには、数十年から数百年といった長い時間が必要なことから、豊田市は、「豊田市森づくり条例」を策定し、森づくりの基本的なルールを明確化。

そして、条例を具現化するために、「豊田市100年の森づくり構想」を策定し、100年後の森づくりを目標にしつつ、3年程度の短期間、10年程度の中期的な計画を策定し、段階的に森づくりを進めることを決定。



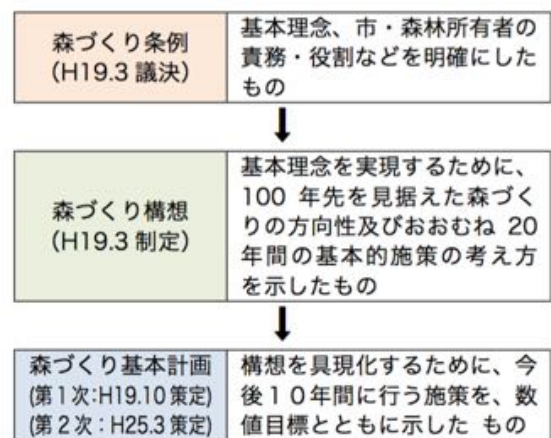
▲間伐が遅れ、地面がむき出しの人工林

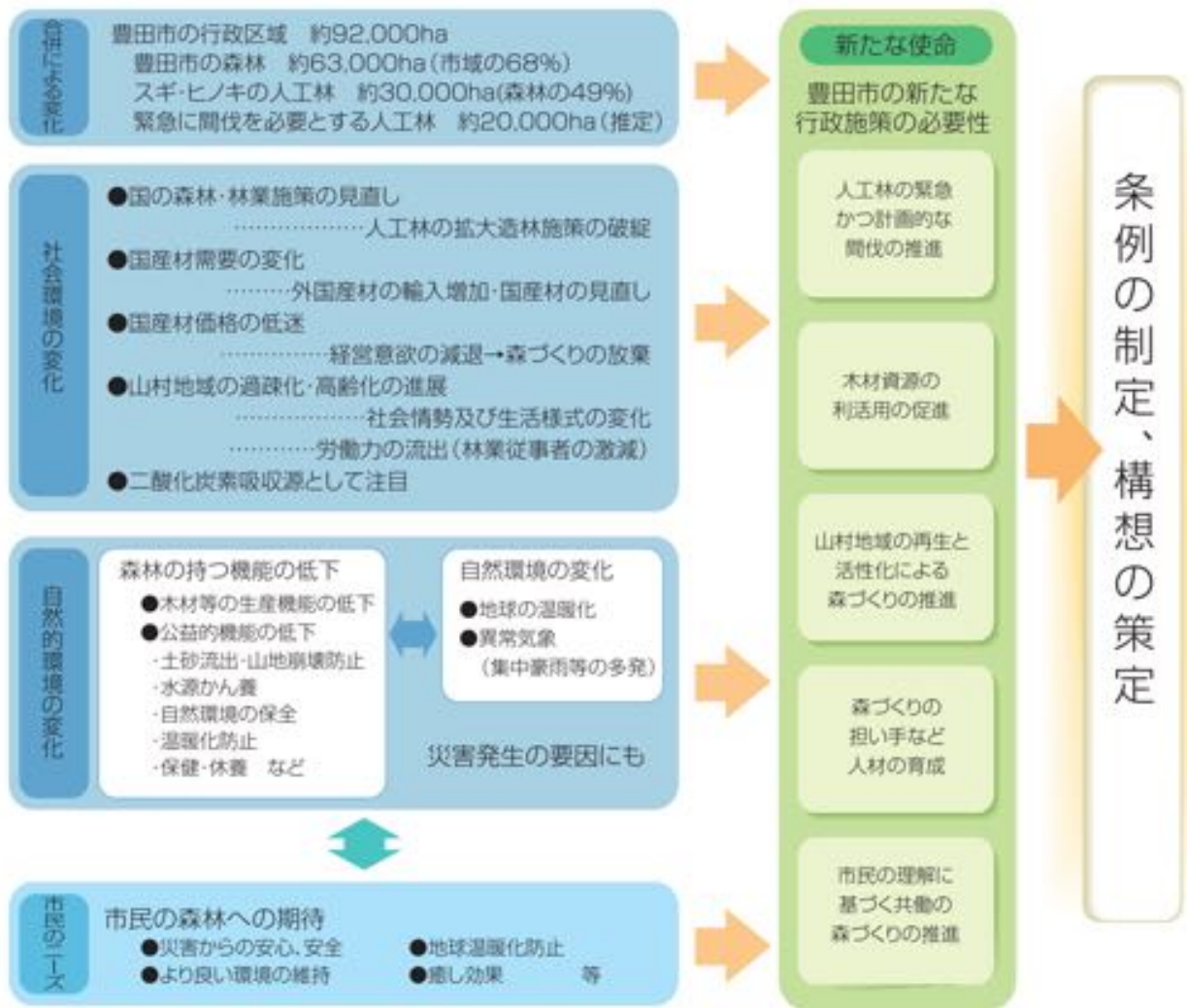
森づくり条例・構想・基本計画の位置づけ

森づくり条例は、『豊かな環境・資源・文化をはぐくむ森林の保全・創造を推進し、豊かな森を次世代に準承する』ことを目的に、4つの基本理念に基づき森づくりを推進するために制定。

森づくり構想は、条例で定めた基本理念を実現するため、100年先を見据えた森づくりの方向性とこの先概ね20年間の基本的施策を示したもの。

森づくり基本計画は、構想の実現に向けて、今後10年間に行う施策を行政的な数値目標とともに定め、森づくりを計画的に実施するために策定したもの。





豊田市森づくり条例

(条例のあらまし)

前文	合併で広大となった森林が荒廃していることなどを踏まえ、適切な管理により、人工林、天然林を市民の財産として次世代に引き継ぐことを決意して制定しました。
第1章	総則(第1~8条) 目的と4つの基本理念を規定するとともに、市や森林組合の責務、森林所有者等の役割を規定しています。
第2章	基本的施策(第9~16条) 森林管理の基本方針のほか、森づくりのための各種事業の基本的な考え方を規定しています。
第3章	森づくり構想及び森づくり基本計画(第17~19条) 森づくり構想および森づくり基本計画の策定、年次報告書の作成を規定しています。
第4章	推進組織(第20~21条) 森づくりを進めるための第三者機関として「とよた森づくり委員会」を規定するとともに、森づくりに関する「地域組織(「森づくり会議」が相当)」の設置を規定しています。
第5章	雑則(第22~24条) 職員の立入調査や採取等の禁止などを規定しています。